

製品認証システム説明書

Rev. : 14

(2021年10月3日発効)



一般財団法人

日本建築総合試験所

製品認証センター

大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号 大阪U2ビル

<https://www.gbrc.or.jp/jis/>

目 次

第Ⅰ編	はじめに	4
1.	本説明書の位置づけ及び概要	4
1.1	本説明書の位置づけ	4
1.2	本説明書の改定	4
1.3	本説明書各編の要点	4
2.	用語の定義	5
3.	製品認証の業務範囲	5
3.1	業務範囲・区域	5
3.2	業務を行う事務所	6
3.3	当センターの略号	6
4.	機密情報の定義と開示	6
第Ⅱ編	製品認証の手順及び手数料	7
1.	申請の受託	7
1.1	事前打合せ	7
1.2	申請受理	7
1.3	受審準備	8
2.	初回適合性評価	8
2.1	審査員の通知及び審査日の決定	8
2.2	文書審査	8
2.3	初回工場審査	8
2.4	初回製品試験	9
2.5	認証審査結果の評価	9
2.6	認証契約	9
2.7	認証書の発行及び認証情報の公開	10
2.8	国への認証報告	10
3.	認証維持審査	10
3.1	定期の認証維持審査	10
3.2	臨時の認証維持審査	11
4.	フォローアップ	11
5.	認証手数料	11
第Ⅲ編	申請者及び認証取得者の権利及び義務	12
1.	申請者及び認証取得者の権利	12
2.	申請者及び認証取得者の義務	12
第Ⅳ編	認証維持に係る要求事項	13
1.	日本産業規格等への適合	13
2.	申請書又は添付書類の変更	13
3.	技術的生産条件の変更	13
4.	製品認証範囲の変更及び添付書類の大幅な変更	13
5.	顧客から受けた苦情及び品質管理運用中に発生した問題	14
6.	認証マーク等の使用	14
6.1	認証マーク等	14
6.2	認証番号	14
6.3	認証マーク等の使用条件	14
6.4	使用条件等に違反した場合の措置	14

7. 認証書の管理、使用及び返還	14
7.1 認証書の管理	14
7.2 認証書の使用	14
7.3 認証書の返還	14
8. 認証マーク等の使用の一時停止	15
8.1 一時停止の条件及び決定	15
8.2 一時停止の通知及びそれに係る措置	15
8.3 一時停止の解除	15
9. 認証の一時休止	15
9.1 一時休止の条件及び決定	15
9.2 認証の再開	15
10. 認証の取消し	16
10.1 認証取消しの条件及び決定	16
10.2 認証取消しの通知及び公表	16
11. 認証契約の解除	16
12. 異議申立て中の認証決定の保留	16
第V編 異議、苦情申立て及び紛争	17
1. 異議申立て	17
2. 苦情申立て	17
3. 紛争	17
附属書ー1 品質管理体制の審査基準について	18
改定歴	26

第 I 編 はじめに

1. 本説明書の位置づけ及び概要

1.1 本説明書の位置づけ

本説明書は、一般財団法人日本建築総合試験所 製品認証センター（以下、当センターという）が行う製品認証業務に関して、以下の事項について説明したものです。

- (1) 製品認証業務範囲及び機密情報の定義と開示
- (2) 製品認証の手順及び手数料
- (3) 申請者及び認証取得者の権利及び義務
- (4) 認証維持に係る要求事項
- (5) 苦情、異議申立て及び紛争

本説明書は、申請者又は認証取得者と当法人が製品認証制度において遵守すべき事項の一部を説明した文書であり、申請者又は認証取得者からの申請を当センターが受理した時点で合意が成立したとみなしますので、熟読の上、当センターでの受審を決定して下さい。また、認証後においても、申請時の契約は継続しますので、申請者及び認証取得者はこの説明書で説明していることを了解の上、要求事項を常時履行していただくことが必要です。したがって、認証後においてもこの説明書を保管し、適時参照して下さい。

1.2 本説明書の改定

本説明書は、不定期に改定されることがあります。改定した場合は、申請者及び認証取得者に文書（電子メールを含む）をもって改定を通知するとともに、改定版を当法人のホームページ上で公開します。申請者及び認証取得者は、改定通知を受け取った場合は、その改定における当センターの要求事項に応じなくてはなりません。したがって、改定の都度この説明書を保管し、適時参照して下さい。

なお、改定の内容に異議等がある場合は、本書第V編「苦情、異議申立て及び紛争」に基づいて、異議を申し立てることができます。

1.3 本説明書各編の要点

本説明書各編の要点を以下に説明します。

第I編「はじめに」では、本説明書の位置づけ及び当センターが製品認証業務の対象としている主たる業務範囲・区域について説明し、かつ、申請者及び認証取得者の機密保持について説明しています。

第II編「製品認証の手順及び手数料」は、申請受付、初回適合性評価、認証維持審査など当センターが実施する製品認証のプロセス及び手数料について説明しています。

第III編「申請者及び認証取得者の権利及び義務」は、製品認証制度の主旨に照らして申請者及び認証取得者に生じる権利及び義務を説明しています。義務が履行されない場合は、当センターは認証の一時停止あるいは認証の取消しをすることがあります。なお、申請者及び認証取得者の義務としては、この他に契約を履行することがあります。

第IV編「認証維持に係る要求事項」は、申請者及び認証取得者の製品認証について、認証、認証の維持、拡大、縮小、認証の一時停止、認証の一時休止及び認証の取消しの決定をする場合の判断基準を説明しています。この基準には第III編の義務と重複するものがあり、申請者及び認証取得者が当センターの認証を取得し、かつ、それを維持するためには、この章の要求事項をすべて満たすことが必要になります。

第V編「苦情、異議申立て及び紛争」は、第III編で説明した申請者及び認証取得者の権利の一部である苦情、異議申立て及び紛争に関して、その手続きを説明しています。

2. 用語の定義

用語は、以下の定義によります。

「運営委員会」

運営委員会は、当センターの内部組織の一つで、使用者側委員、供給者側委員及び適合性評価の専門的知識を有する者によって構成されています。この委員会は、当センターの製品認証業務に関する基本的事項について審議承認し、公平性を監視する役割を担っています。

「諮問委員会」

諮問委員会は、紛争の申立てを受理した場合、若しくは運営委員会で解決又は処理できないような特別な事項が生じた場合に設置し、審議すべき事項に直接利害関係を持たない者で、必要に応じて弁護士等の専門家により構成します。

「評価判定委員会」

評価判定委員会は、申請者及び認証取得者の製品に対する認証、認証の維持、拡大、縮小、認証の一時停止及び認証の取消しに関する可否の判定をする役割を担う当センターの内部組織です。認証に関する決定は、この委員会の判定に基づいて製品認証センター長（以下、センター長という）が行います。

「申請者」

申請者とは、当センターに製品認証のための申請を行う者をいいます。

「認証取得者」

認証取得者とは、当センターにより認証され、認証マーク等の使用に係る契約の締結を行った者をいいます。

「審査基準」

審査基準とは、当センターが定めた認証基準書及び個別審査手順書に定めた基準をいいます。

「認証マーク等」

認証マーク等とは、JIS マーク及び当センターの名称又は略称並びに鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（以下、省令という）で定める事項を併せたものをいいます。

「認証書」

認証書とは、当センターが申請者に対して発行する認証の証明となる文書のことをいいます。

「異議申立て」

異議申立てとは、当センターの認証に関する決定により影響を受ける申請者又は認証取得者が、その決定に同意できないことを当センターに対して文書等により公式に表明することをいいます。

「苦情申立て」

苦情申立てとは、当センター又は当センターの認証取得者に関係ある事項に関する不満足の意味が、当センターに対して文書等により公式に表明されたものをいいます。

「紛争」

紛争とは、当センター又は認証取得者に関係ある事項に関する当センターの見解に不同意である旨の意思が、当センターに対して文書により公式に表明されたものをいいます。

「品質システム管理者」

品質システム管理者とは、当センターの製品認証の管理責任者をいいます。品質システム管理者はセンター長が指名します。

「ロット認証」

特定の個数又は量の製品の認証の総称。

3. 製品認証の業務範囲

3.1 業務範囲・区域

1) 当センターの製品認証業務の範囲は、以下のとおりです。なお、詳細については、当センターホームページをご覧ください。

- ① 日本産業規格の区分「A(土木及び建築)」に分類される鉱工業品のうち土工機械等を除く

- ② 日本産業規格の区分「R(窯業)」に分類される鉱工業品のうちガラス及び建設用材料等に限る
- ③ 日本産業規格の区分「S(日用品)」に分類される鉱工業品のうち家具に限る

2)当センターの製品認証業務の区域は、日本の他、下表のとおりです。

アメリカ合衆国	デンマーク王国
アルゼンチン共和国	トルコ共和国
インド	ドイツ連邦共和国
インドネシア共和国	ニュージーランド
オーストラリア連邦	ネパール連邦民主共和国
オーストリア共和国	ノルウェー王国
カナダ	パプアニューギニア独立国
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	フィリピン共和国
シンガポール共和国	フィンランド共和国
スイス連邦	ブラジル連邦共和国
スウェーデン王国	フランス共和国
ソロモン諸島	ベトナム社会主義共和国
タイ王国	マレーシア
台湾	ミャンマー連邦共和国
大韓民国	メキシコ合衆国
チリ共和国	ラオス人民民主共和国
中華人民共和国	ロシア連邦

3.2 業務を行う事務所

名称：一般財団法人 日本建築総合試験所 製品認証センター
 所在地：大阪府大阪市中央区内本町二丁目4番7号 大阪U2ビル6F
 電話：06-6966-5032 FAX：06-4790-8631

3.3 当センターの略称

当センターの認証に係る表示可能な略称は、以下に掲げる3つです。

- ① 日総試
- ② G B R C
- ③ G B

4. 機密情報の定義と開示

- 1) 製品認証業務の過程で得られる申請者及び認証取得者に関する情報は、当該業務にのみ使用するものとし、以下のものを除いて機密とします。
 - (1) 公知のもの
 - (2) 公知となったもの
 - (3) 第三者に開示することについて、申請者及び認証取得者の書面による同意があるもの
- 2) センター長は、前項の規定にかかわらず、以下の場合には機密を開示することがあります。但し、(2)の場合にあつては、センター長は、法律が許す限り、開示する情報に係わる申請者及び認証取得者に、開示する旨を通知いたします。
 - (1) 国が登録に係る審査等を実施するために開示を要求した場合
 - (2) 関係官署が、法律の規定に基づいて開示を命令した場合
- 3) 上記の他、当法人が定めるプライバシーポリシー、反社会的勢力の排除に関する基本方針等は、当法人ホームページにて表明します。

第Ⅱ編 製品認証の手順及び手数料

1. 申請の受託

1.1 事前打合せ

- 1) 申請に先だって、当センターの登録課と申請について十分に打合せ(無料)を行い、当法人ホームページより認証申請予約書をダウンロードし、必要事項を記入のうえご提出下さい。なお、当センターが運用するWeb申請システム(以下、Web申請システムという)を利用される場合は、予約書フォームに必要事項を入力のうえご送信下さい。製品認証業務の内容、費用など申請者に必要な情報を提供します。必要な場合は、概算見積書を発行します。
- 2) 申請される製品は、JIS適合品として原則、直近の6ヶ月の生産実績が必要です。また、生産実績は、JISで規定される種類毎を原則とします。
- 3) 他の登録認証機関において認証を取得している(又はしていた)申請者に対しては、過去の審査における認証状況を確認いたしますので、認証の取消し、認証の一時停止、改善指示などの措置を受けたことがある場合は、必ずお申し出ください。
- 4) 申請者の希望する製品認証の対象品目が当センターの業務範囲外のものである場合は、当センター登録課にお問い合わせ下さい。
- 5) 上記問い合わせなどについては以下の窓口でも受け付けます。

名称：一般財団法人 日本建築総合試験所 製品認証センター 審査課(東京)
 所在地：東京都港区西新橋一丁目5番8号 西新橋一丁目川手ビル4F
 電話：03-3580-0866 FAX：03-3580-0868

1.2 申請受理

申請に当たっては、本説明書の内容を十分理解した上で認証申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付して当センター登録課まで提出して下さい。当センターは、申請書類の内容を確認し、手順に従って受理します。なお、添付書類については、Web申請システムの申請フォームに必要事項を入力し送信することで、添付書類の提出に代えることができます。

(1) 添付書類

- ①申請工場の沿革(定期の認証維持審査の場合は、工場の経歴)
- ②申請工場配置図
- ③従業員数
- ④組織図
- ⑤製品の生産実績(6ヶ月間(定期の認証維持審査の場合は、前回審査から現在まで)の月別生産量)
- ⑥社内規格一覧表
- ⑦工程の概要図
- ⑧製品及びその包装等に付す表示の態様
- ⑨品質管理責任者
- ⑩製品管理の主な記録(定期の認証維持審査の場合は、品質管理実施状況報告書に含む)
- ⑪社内規格又は品質管理実施状況説明書
- ⑫他法令適合性等誓約書
- ⑬登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

(2) 定期の認証維持審査申請時の添付書類

上記(1)の書類に加え、以下の書類。

- ①前回審査後における品質管理実施状況報告書(品質管理データ含む)
- ②認証書の複写

(3) その他必要事項

なお、次の場合は申請の受理を拒否する場合があります。

- i. 認証申請書、添付書類等の不備が適切に修正されない場合。
- ii. 申請者が、当センターが要求する認証申請書、添付書類の全部又は一部(他法令適合性等誓約書を含む)の提出を拒んだ場合。

- iii. 審査基準(B)として申請があった場合において、IAF（国際認定フォーラム）の MLA（国際相互承認協定）に署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関以外で、JIS Q 9001 の認証を取得されている場合。
- iv. その他、当センターが申請を受理することが適切でない判断した場合。

1.3 受審準備

申請者には、受審に先立って以下の準備をしていただくことが必要です。

- 1) 認証に関する要求事項を社内規格に具体的に規定し、理解し、遵守して下さい。
- 2) 当センターと十分打合せを行い、要求事項の理解に努めて下さい。
- 3) 申請書類以外の文書を、当センター及び審査チームの要求に応じて供覧できるようにして下さい。
例えば、①品質管理記録
②公害関係の届
③その他当センターの要求事項の確認に必要なもの
- 4) 初回適合性評価のために必要となる以下の準備（この項の準備は、認証維持審査に際しても同様に必要です）
 - (1) 審査対象となるすべての場所への審査員の立入りの許可
 - (2) 審査対象となるすべての記録の閲覧の許可
 - (3) 審査チームが行う審査に必要なその他の協力
- 5) 品質管理責任者については、当該申請の対象である鋳工業品等に関連した製造管理部門と独立した必要な権限と能力をもつ者とし、当センターとの連絡を維持する等、責任を明確に定義して下さい。なお、品質管理責任者は「附属書－1 3. 審査基準の解説」に定める職務に対して権限及び資格を有している者を選任して下さい。

2. 初回適合性評価

2.1 審査員の通知及び審査日の決定

初回適合性評価に係る文書審査・初回工場審査及び初回製品試験を実施する審査員について、申請受理後、すみやかに通知致します。申請者は、通知された審査員について、忌避を申立てることができます。当センターは、忌避に正当な理由があると認めた場合は、メンバーを変更します。審査員の決定後、申請者との打合せにより審査日を決定し、審査実施通知書及び審査実施計画書を送付します。また、必要に応じて審査員補又はオブザーバーの参加をお願いする場合があります。なお、審査員補は審査員の指示のもと品質記録の確認など審査の補助業務を行い、オブザーバーは審査に参画致しません。

2.2 文書審査

- 1) 文書審査は、申請者から提出のあった認証申請書及び添付書類に対し、以下の事項について審査します。
 - (1) 製品認証の要求事項が理解されていて、それに伴う関係文書が明確に規定され、文書化されていること（認証を受けようとする製品とそれ以外の製品の区別を含む）。
 - (2) 製品認証業務に係わる当センターと申請者との間に生じる理解の違いが、すべて解消されていること。
- 2) 文書審査の結果についての処置
 - (1) 審査員は、認証申請書及び添付書類が審査基準に適合していない可能性がある判断した場合、その根拠を明確にしたうえで、申請者へ提示します。
 - (2) 申請者は、審査基準に適合していない場合、認証申請書及び添付書類を訂正する等、審査基準へ適合させて下さい。

2.3 初回工場審査

初回工場審査は、認証の対象となる鋳工業品等の製造に係る品質管理体制が該当する JIS 及び当センターが用いる認証に係る審査基準（附属書－1 2.審査基準）に規定する要求事項に対して、技術的生産条件を満足するように整備するとともに、これに基づいて適切に実施していることを確認するために行う審査です。ただし、申請者から現に製造された鋳工業品等のロット単位の認証について申請があった場合、初回工場審査のうち、

現地審査を省略することができます。

初回工場審査の手順は、以下のようになります。

1) オープニング会議

申請者側の経営者又はその代理人の出席を得て行います。

2) 工場審査の実施

申請者の品質管理体制が認証に係る要求事項を満足するよう構築され、かつ運用されているかどうかを確認します。また、認証を受ける前に JIS マークを使用していないことも確認します。

3) 審査チーム会議

審査チームが、審査結果について協議します。

4) クロージング会議

申請者側の経営者又はその代理人の出席を得て指摘事項の説明を行います。指摘事項があった場合は、その内容と必要に応じて是正処置の実施及びその報告書の提出を含めた今後の対応について説明を行います。

5) 是正処置報告書

是正処置報告書が提出された場合、審査員は是正処置の適切性を確認し、必要に応じて、フォローアップを実施します。

2.4 初回製品試験

初回製品試験は、認証の対象となる鉱工業品等が、該当する JIS に定められた品質を満足していることを確認するため、同規格に定められた試験方法に基づいて実施する試験です。

- 1) 試験用製品の抜き取りは、製品認証基準書に定める方法により認証の区分毎とし、ランダムサンプリングにより、当センターが必要な数量を選定します。なお、「認証の区分」内に複数の JIS がある場合は、JIS 毎に代表的な製品より抜き取ることを原則とします。
- 2) 試験項目は、原則、該当する JIS に定められた全項目について実施します。
- 3) 製品試験は、原則、当法人試験研究センターで実施します。ただし、対象となる鉱工業品等又は試験項目によっては、以下の機関で実施することができます。
 - (1) 申請者の試験場所において、登録認証機関の試験員が実施
 - (2) 審査員が立ち会い、申請者の試験場所において、申請者の試験員が実施
 - (3) 第三者試験機関で実施した試験データの活用
 - (4) 申請者の試験場所において、申請者の試験員が実施した試験データの活用
- 4) 前述(1)～(4)の試験所において試験を実施する場合は、当センターの審査員が JIS Q 17025 の該当する要求事項に適合していることを確認したうえでご利用できます。
- 5) 申請者の試験場所において製品試験を実施する場合、予め、JIS Q 17025 の適合状況を確認するため、当センターが準備する「チェックシート」による調査結果の提出をお願いします。
- 6) 製品試験は、審査員が対象となる日本産業規格に基づいて、申請者と協議の上、工場審査の当日又は指定した日に実施します。

2.5 認証審査結果の評価

上記 2.2～2.4 の審査終了後、評価判定委員会に諮り、「認証」、「認証保留」または「不認証」のいずれかを判定します。

この判定の結果に基づいて、センター長は認証の可否を決定し、その結果を「評価判定結果通知書」により申請者に通知します。

2.6 認証契約

- 1) 認証が決定した鉱工業品について、認証取得者と認証に係る権利、義務及び認証マーク等の使用に関する以下の事項を含めた契約書を 2 部作成し、両者が合意の上で署名捺印し、その 1 部を「書類送付のお知らせ」に付して申請者に回付し、1 部を当センターが保持して契約締結を完了します。
 - (1) 認証契約の有効期間
 - (2) 認証マーク等の使用許諾の条件、誤用の措置

- (3) 認証維持審査の条件
 - (4) 技術的生産条件等の変更に係る通知
 - (5) 苦情等の処理
 - (6) 認証マーク等の使用の一時停止
 - (7) 認証の取消し
 - (8) 守秘義務
 - (9) 異議申し立て
 - (10) 認証マーク又は／及び当法人の名称、略称等の表示の事項及び方法
 - (11) 認証情報の公表
- 2) 認証マーク等の使用に当たっては、認証契約を締結した後に付記できる旨を申請者に通知します。

2.7 認証書の発行及び認証情報の公表

- 1) 認証契約を締結した後、申請者（認証取得者）に対し認証書を発行します。認証書には以下の事項を記載します。
- (1) 認証番号及び認証日
 - (2) 認証取得者の氏名又は名称及び所在地
 - (3) 認証した製品の鉱工業品名及び該当する日本産業規格番号並びに規格名称
 - (4) 認証の対象となる製造工場又は事業場の名称及び所在地
 - (5) 該当する場合、認証の区分、等級（又は種類）
 - (6) ロット認証の場合、個数又は量及び製品の識別番号又は記号
 - (7) 認証に係る法の根拠条項
 - (8) 当法人の所在地、名称及び理事長名
 - (9) その他必要な事項
- 2) 認証した鉱工業品に関する情報は、当法人のインターネットホームページ（登録リスト）にて、上記 1) (1)～(7)の事項及び認証マーク等の表示に関する事項について公表します。

2.8 国への認証報告

認証した鉱工業品に関する情報は省令に基づき国へ報告します。また、以下の事項についても国へ情報を報告します。

- (1) 認証の拡大、縮小など認証範囲に関する変更が生じた場合
- (2) 商号変更、事業承継など認証取得者の情報に関する変更が生じた場合
- (3) 認証の一時停止又は認証の取消しの請求を行った場合
- (4) 認証契約を終了又は解除した場合
- (5) その他、国から報告を求められた場合

3. 認証維持審査

3.1 定期の認証維持審査

定期の認証維持審査は、品質管理体制及び認証された鉱工業品が審査基準に継続して適合していることを確認するために行う審査です。

- 1) 定期の認証維持審査は以下の頻度で実施します。
 - (1) 初めて到来する定期の認証維持審査については、認証された日から3年が経過するまでの間。ただし、過去に認証の取消しを受けた申請者が、再び当該取消しを受けた鉱工業品等の認証を取得した場合には、認証日以降3年間は1年ごとに1回以上。
 - (2) 上記(1)の定期の認証維持審査以降に到来する定期の認証維持審査については、直近の定期の認証維持審査の申請書受理日を基点とし、3年が経過するまでの間。
- 2) 上記 1)(1)又は(2)の4ヶ月以上前に認証取得者に対し、申請の期限及び受審の意向について確認します。
- 3) 定期の認証維持審査は、以下の事項を除き、「2. 初回適合性評価」の手順に準拠して実施します。

- (1) 定期の認証維持工場審査は、初回工場審査における項目のうち、必要とする項目について実施します。
- (2) 定期の認証維持製品試験は、初回製品試験における項目のうち、一部割愛して実施する場合があります。
- 4) 定期の認証維持審査終了後、評価判定委員会において、認証の継続、改善勧告、認証の一時停止又は認証取消しを判定します。この判定に基づき、センター長は認証継続可、改善勧告、認証の一時停止又は認証取消しを決定し、その結果を「評価判定結果通知書」により認証取得者に通知します。
- 5) 認証の一時停止を決定した場合は、認証取得者に一時停止解除に係る改善を要請し、改善報告書の提出を求めます。改善報告書の提出があり改善を確認した場合は、一時停止を解除します。一時停止解除の条件が満たされない場合は、認証を取消すことがあります。
- 6) 認証の一時停止又は認証取消しを決定した場合は、当法人のインターネットホームページにて、その旨を公表します。

3.2 臨時の認証維持審査

- 1) 臨時の認証維持審査は、以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合、前述「3.1 定期の認証維持審査」の手順に準拠して行います。なお、臨時の認証維持審査は、その目的及び範囲に限定して実施します。
 - (1) 認証取得者の認証製品、製造工場の品質管理体制について、日本産業規格、国又は当センターが定める認証基準への不適合が認められ、必要と判断された場合、事実把握後速やかに実施します。
 - (2) 認証取得者より認証した鉱工業品等の仕様変更又は技術的生産条件等の変更に関する申し出に対して、それらが日本産業規格への適合性又は製造工場の品質管理体制の適合性に影響があると判断された場合、届出の受理から遅滞なく実施します。
 - (3) 認証した鉱工業品等に係る日本産業規格が改正され、改正内容が鉱工業品等の適合性又は製造工場の品質管理体制の適合性に影響があると判断された場合、改正後1年以内に実施します。
 - (4) 認証した鉱工業品等に対して、日本産業規格への適合性又は製造工場の品質管理体制の適合性に関する第三者からの苦情の申立てを受け、必要と判断された場合、事実把握後速やかに実施します。
 - (5) 認証の一時停止を受けた場合で、是正処置後これが解除された場合、解除から1年以内に実施します。
 - (6) その他、当センターで臨時の認証維持審査が必要と判断された場合
- 2) 臨時の認証維持審査終了後、評価判定委員会に諮り、認証の継続、拡大、縮小、改善勧告、認証の一時停止又は取消しの可否を判定します。この判定に基づき、センター長は「評価判定結果通知書」により、認証に係る決定を認証取得者に通知します。
- 3) 認証の一時停止又は認証の取消しとなった場合の対応については、前述「3.1 定期の認証維持審査」の手順に準拠して行います。

4. フォローアップ

フォローアップは、初回適合性評価又は認証維持審査の結果、検出された指摘事項に対する申請者又は認証取得者からの是正処置の有効性を確認するために、現地審査にて実施します。なお、フォローアップは指摘事項に係わる範囲に限定して実施します。

5. 認証手数料

当センターは、製品認証等の都度、申請者または認証取得者に請求します。詳しくは、「製品認証手数料等料金説明書」によります。

第三編 申請者及び認証取得者の権利及び義務

1. 申請者及び認証取得者の権利

申請者及び認証取得者には、産業標準化法に基づく製品認証制度に関連する規格、基準あるいは指針のすべてに基づき実施する客観的で公正かつ公平な製品認証を受ける権利があり、その権利を当センターに対して行使することができます。

以下にその主なものを列挙します。

- (1) 審査チームメンバーの忌避
- (2) 審査実施計画についての申請者又は認証取得者側の諸事情の反映
- (3) 製品認証業務の過程において当センターが接触する申請者又は認証取得者に関する情報の機密保護
- (4) 認証の決定に関する異議申立て
- (5) 苦情の申立て
- (6) 紛争の申立て
- (7) 認証マーク等の使用並びに認証への言及

2. 申請者及び認証取得者の義務

申請者及び認証取得者の義務は以下のとおりです。

- (1) 品質管理体制及び認証された鉱工業品が、審査基準に継続して適合するように維持運用すること。
- (2) 顧客から受けた苦情並びに品質管理運用中に発生した問題について、その発生状況、原因調査、是正処置及び予防処置に関する記録を当センターの要求に応じて閲覧させること。
- (3) 認証マーク等を誤用しないこと。
(認証外製品について JIS マークの表示、認証を受けているかのような広告等をした場合を含む)
- (4) 認証への言及は正しく行い、誤解を招く言及をしないこと。
- (5) 不正な使用がないように、認証書を適正に管理すること。
- (6) 産業標準化関係法令以外の法令についてもこれを遵守するとともに、法令違反が判明した場合はその解決に努めること。

第IV編 認証維持に係る要求事項

認証取得者は、この編に定める要求事項のすべてに継続して適合するように維持運用しなければなりません。また、当センターに提供した情報を常に最新状態に維持する手順を持ち、運用しなければなりません。

1. 日本産業規格等への適合

認証取得者は、適用する日本産業規格及び当センターが定めた審査基準に応じて、社内規格を適切に維持しなければなりません。

2. 申請書又は添付書類の変更

- 1) 認証取得者は、申請書又は添付書類を変更する場合は、変更の要点及び理由を明記した「申請書・添付書類変更届」に変更した該当書類を付して、当センターに提出して下さい。Web 申請システムを利用する場合は、変更申請フォームから登録情報を修正し、その情報を送信して下さい。
- 2) 当センターは当該変更届を確認し、変更に対する処置を認証取得者に通知します。

3. 技術的生産条件の変更

- 1) 認証取得者は、次に掲げる変更をする場合は、変更の要点及び理由を明記した「技術的生産条件等の事前変更届」を、変更する2週間前までに当センターへ提出して下さい。Web 申請システムを利用する場合は、変更申請フォームから登録情報を修正し、その情報を送信して下さい。
 - (1) 製品の管理に係る変更
 - (2) 原材料の管理に係る変更
 - (3) 製造工程の管理に係る変更
 - (4) 製造設備の管理に係る変更
- 2) 当センターは当該変更届を確認し、提出書類等を明記した回答書を認証取得者へ送付します。
- 3) 認証取得者は、回答書に記載された提出書類とともに「技術的生産条件等の変更に伴う申請書・添付書類変更届」を当センターへ提出して下さい。Web 申請システムを利用する場合は、当センターから要求のあった資料等を添付し送信して下さい。
- 4) 当センターは当該変更届を確認し、変更に対する処置を認証取得者に通知します。
- 5) 変更内容によっては、臨時の認証維持審査を実施する場合があります。臨時の認証維持審査は「第II編 3.2 臨時の認証維持審査」に基づき実施します。

4. 製品認証範囲の変更及び添付書類の大幅な変更

- 1) 認証取得者は、次に掲げる変更をする場合は、「製品認証範囲変更届」によって速やかに当センターへ届け出て下さい。Web 申請システムを利用する場合は、変更申請フォームから登録情報を修正し、その情報を送信して下さい。ただし、変更内容によっては書面での届け出を求める場合があります。
 - (1) JIS 改正に伴う変更
 - (2) 製品認証対象品の変更
 - (3) 認証取得者の名称、法人格、代表者及び登録所在地の変更
 - (4) 製品認証対象工場の大幅な変更（事業の一部譲渡及び合併吸収に伴う組織の変更を含む）
 - (5) その他、添付書類の大幅な変更
- 2) 上記変更に伴い、必要に応じて「第II編 3.2 臨時の認証維持審査」に基づき臨時の認証維持審査を実施します。なお、日本産業規格への適合性又は製造工場の品質管理体制の適合性に影響を及ぼす変更に関しては、臨時の認証維持審査の評価判定が決定されるまで、当該変更後に製造された製品に対して認証マーク等を表示してはならない旨を通知致します。

- 3) 当センターは、上記変更届出に対して執った処置の結果を評価判定委員会に審議を付託し、その判定結果を受けて、センター長が変更の可否を認証取得者に通知します。変更を可とした場合は、認証書（有料）を発行し、また登録リストを変更します。

5. 顧客から受けた苦情及び品質管理運用中に発生した問題

認証取得者は、顧客から受けた苦情または認証取得者の品質管理運用中に発生した問題について、その発生状況、それに係る是正処置及び予防処置などの一連の経過を記録し、かつ保管する手順を定め、それを実施しなければなりません。

6. 認証マーク等の使用

6.1 認証マーク等

認証マーク等は当センターの認証を受けた認証範囲において、第Ⅱ編 2.6 認証契約に基づき使用が許諾されます。

6.2 認証番号

認証番号は、認証取得者の認証書に記載されている認証番号(当センターの略称を含む)とします。

6.3 認証マーク等の使用条件

- 1) 認証取得者は認証契約に規定される条件に基づき、認証契約の有効期間中、認証マーク等の使用が当センターから許諾されます。
- 2) 認証取得者は認証マーク等の表示の使用について責任を有し、認証契約を遵守しなければなりません。
- 3) 認証取得者は、認証製品に認証マーク等を使用する場合は、当該認証製品が対応する日本産業規格に適合することを試験又はその他適切な方法でもって確認しなければなりません。
- 4) 認証取得者は、認証マーク等の表示を使用したときは、その数量及び時期を記録しなければなりません。

6.4 使用条件等に違反した場合の措置

認証取得者が使用条件に違反して認証マーク等を使用した場合、当センターは是正処置を請求し、認証取得者は速やかにこの請求に応じなければなりません。認証取得者がこの請求に応じない場合、国への報告及び違反の公表を行うとともに、認証の取消し及び必要に応じて他の法的手段をとることがあります。

7. 認証書の管理、使用及び返還

7.1 認証書の管理

認証書は、不正に使用されることのないように管理しなければなりません。

7.2 認証書の使用

認証取得者は、顧客などからの要求に応じて認証書の写しを提供する場合、以下によらなければなりません。

- (1) 不正な目的のために使用されることがないことを確認する。
- (2) カラーコピーによる認証書の写しを使用する場合、写しである旨を明示する。

7.3 認証書の返還

認証取得者は、以下の事項に該当する場合は、速やかに認証書を当センターに返還しなければなりません。

- (1) 評価判定委員会において認証の取消しと判定された場合。
- (2) 認証契約の終了を、認証取得者自らが申し出た場合。

(3)契約不履行等を理由に、当センターが認証契約を解除した場合。

(4)上記の他、認証契約が終了した場合。

8. 認証マーク等の使用の一時停止

8.1 一時停止の条件及び決定

認証取得者が次のいずれかに該当する場合、評価判定委員会に認証の一時停止について審議を付託し、その判定に基づいてセンター長は認証の一時停止を決定します。この場合、認証の一時停止が正式決定されるまで、不適合品の流出拡大防止の観点から、当センターは認証取得者に対して、認証マーク等を付した製品の出荷自粛を要請する場合があります。

- 1) 定期の認証維持審査又は臨時の認証維持審査の結果、当該要求事項に対して重大な指摘事項が認められたが、その内容から即時認証取消しの必要がないと判断した場合
- 2) 認証マーク等の誤用が発見されたが、速やかな是正処置が実施できない場合
- 3) 関係法令又は当センターの要求事項に対して違反があった場合

8.2 一時停止の通知及びそれに係る処置

- 1) センター長は、「認証マーク等の使用の一時停止について（通知）」によって認証取得者に一時停止を通知するとともに、認証を引用している全ての宣伝、広告を中止し、指定の期限までに改善の結果を報告するよう要求します。
- 2) 一時停止の通知を受けた認証取得者は、認証を引用している全ての宣伝、広告を中止し、必要な是正処置を講じ、指定の期限までにその結果を「認証マーク等の使用の一時停止改善報告書」によって当センターに報告しなければなりません。
- 3) 当法人のインターネットホームページ（登録リスト）にて、一時停止に関する情報を公表します。

8.3 一時停止の解除

- 1) 「認証マーク等の使用の一時停止改善報告書」が提出された場合、当センターはその内容を確認の上、一時停止の解除について評価判定委員会に審議を付託し、その判定に基づいてセンター長は認証の一時停止解除を決定します。
- 2) センター長は、「認証マーク等の使用の一時停止の解除について」によって認証取得者に一時停止の解除を通知します。
- 3) 当法人のインターネットホームページ（登録リスト）における、一時停止に関する情報の公表を終了します。
- 4) 省令に基づき、一時停止解除日から1年以内に臨時の認証維持審査を実施します。

9. 認証の一時休止

9.1 一時休止の条件及び決定

- 1) 一定期間の製造中止などの合理的な理由により、当該製品の製造が行われない場合であって、当センターと認証取得者が合意した場合、認証取得者は認証の一時休止を申請することができます。
- 2) 認証取得者は「認証マーク等の使用の一時休止届」に必要事項を記入のうえ、当センターへ提出して下さい。
- 3) 「認証マーク等の使用の一時休止届」が提出された場合、当センターは届け出に対する処置を認証取得者へ通知します。
- 4) 当法人のインターネットホームページ（登録リスト）にて、休止に関する情報を公表します。

9.2 認証の再開

- 1) 認証取得者は、認証を再開する場合「認証マーク等の使用の再開届」を提出して下さい。
- 2) 「認証マーク等の使用の再開届」が提出された場合、当センターは届け出に対する処置を認証取得者へ通知します。
- 3) 当法人のインターネットホームページ（登録リスト）における、休止に関する情報の公表を終了します。

10. 認証の取消し

10.1 認証取消しの条件及び決定

認証取得者が次のいずれかに該当する場合、評価判定委員会に認証の取消しについて審議を付託し、その判定に基づいてセンター長は認証の取消しを決定します。この場合、認証の取消しが正式決定されるまで、不適合品の流出拡大防止の観点から、当センターは認証取得者に対して、認証マーク等を付した製品の出荷自粛を要請する場合があります。

- 1) 認証維持審査の結果、日本産業規格、省令又は当センターの要求事項への重大な指摘事項があった場合
- 2) 認証マーク等の使用に係る契約書に対し違反がある場合
- 3) 認証マーク等の使用が一時停止されている場合に認証マーク等を使用するなど不適切な手段を認証取得者が講じた場合
- 4) 一時停止の有効期間内に是正及び必要な予防措置が講じられなかった場合

10.2 認証取消しの通知及び公表

センター長は、認証取消しを決定した場合は、「認証の取消しについて（通知）」によって認証取得者に認証の取消しを通告するとともに、以下の処置を実施します。

- 1) 認証取得者名の登録リストからの削除と認証取消しに関する情報の公表
- 2) 認証書の回収
- 3) 認証契約の解除
- 4) 当該製品からの認証マーク等の表示の除去又は抹消の要求
- 5) 認証を引用している全ての宣伝、広告の中止の要求

11. 認証契約の解除

前述「10.認証の取消し」の他、認証取得者が次のいずれかに該当する場合、原則として認証契約を解除します。

- 1) 不可抗力等により、定期の認証維持審査を受審できなかった場合
- 2) 当センターに対する債務決済を期日までに履行できなかった場合
- 3) 破産、会社更生、民事再生、特別清算等の手続きが開始された場合

12. 異議申立て中の認証登録決定の保留

当センターは、異議申立てを受理した場合、当センターの見解書に了解が得られるまでの期間、認証の決定を保留します。

第V編 苦情、異議申立て及び紛争

申請者及び認証取得者は、当センターの認証に関する決定について、異議申立てができます。また、当センター又は認証取得者に関係ある事項について、苦情を申立てることができます。申立てられた異議及び苦情には、建設的かつ迅速に対応します。異議又は苦情申立てに係る当センターの対応に不同意である場合は、紛争を申立てることができます。本編では、これら申立ての手続き及び申立てに係る当センターの対応について説明します。

1. 異議申立て

認証の決定に関する異議は、書面、電話、FAX、eメール、口頭等、いずれの方法でも受け付けます。異議の内容に正当性が認められた場合は、当センターから申立人に「異議申立書」を送付し、同申立書の提出を要請します。なお、「異議申立書」の受理に至らなかった場合は、申立人に必要な情報を提供します。受理した異議については、センター長によって指名された承認者（決定者）が必要な処置（是正処置、予防処置を含む）を指示し、その結果に基づいて当センターの見解書を申立人に送付します。見解書について了解が得られない場合はさらに必要な説明を追加します。

見解の一致が得られない場合、申立人は紛争を申立てることができます。

2. 苦情申立て

苦情は、書面、電話、FAX、eメール、口頭等、いずれの方法でも受け付けます。苦情の内容に正当性が認められた場合は、当センターから申立人に「苦情申立書」を送付し、同申立書の提出を要請します。なお、「苦情申立書」の受理に至らなかった場合は、申立人に必要な情報を提供します。受理した苦情については、センター長によって指名された承認者（決定者）が必要な処置（是正処置、予防処置を含む）を指示し、その結果に基づいて当センターの見解書を申立人に送付します。見解書について了解が得られない場合はさらに必要な説明を追加します。

なお、見解の一致が得られない場合、申立人は紛争を申立てることができます。

3. 紛争

紛争には、以下のような手順で対応します。

- 1) 申立人は、申立ての事由について、当センターから送付する「紛争申立書」によって当センター長宛に申立てる。
- 2) センター長は、紛争申立てを受理し、諮問委員会に処理を諮問する。
- 3) 諮問委員会は、紛争申立人及び関係者から事情を聴取し、紛争申立て受理後6ヶ月以内に裁定を下す。
- 4) 議長は、「裁定書」によって裁定を両当事者に申し渡す。両当事者は、この裁定に異議を申立てることなく服さなければならない。
- 5) 品質システム管理者は、その裁定に応じるために必要な場合は、是正処置及び予防措置を含む処置についての有効性を評価の上、センター長に報告する。

附属書－1 品質管理体制の審査基準について

(初回) 適合性評価では、申請者から提出のあった申請書及び添付書類が、品質管理体制の審査基準を満足し、技術的生産条件を満足するように整備できているかどうかを文書審査するとともに、これに基づいて適切に実施していることを確認するために、審査員が申請者の製造工場に赴き(初回)工場審査及び製品試験を行います。

品質管理体制の審査基準への適合性は、2. 審査基準により審査します。

なお、品質マネジメントシステム審査登録を取得して審査基準(B)による申請では、当該審査登録結果を活用できる場合、その結果を総括的事項の審査に宛てることができます。個別的事項の審査内容は、審査基準(A)、審査基準(B)ともに同じです。

1. 事前提出書類：添付書類(社内規格、管理記録、適合性評価に係る測定、試験・検査の記録等)

- a)申請工場の沿革 b)申請工場配置図 c)従業員数 d)組織図
- e)製品の生産実績(6ヶ月間の月別生産量) f)社内規格一覧表 g)工程の概要図
- h)製品及びその包装等に付す表示の態様
- i)品質管理責任者 j)製品管理の主な記録
- k)社内規格又は品質管理実施状況説明書 l)他法令適合性等誓約書
- m)登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

2. 審査基準：

■審査基準(A)による場合(当該鉦工業品等の技術的生産条件に基づく品質管理体制を審査する場合)

- 1)日本産業規格に規定する製造設備を用いて製造が行われていること。
- 2)日本産業規格に規定する検査設備を用いて検査が行われていること。
- 3)日本産業規格に規定する検査方法により検査が行われていること。
- 4)社内規格の整備
 - ・製品管理(鉦工業品等の品質、試験・検査及び保管等に関する事項)
 - ・原材料管理(原材料等の品質、試験・検査及び保管等に関する事項)
 - ・工程管理(工程ごとの管理項目及び管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項[作業記録、検査記録、管理図、不適合品の処置及び予防対策、環境管理])
 - ・設備管理(製造設備並びに検査設備の管理に関する事項)
 - ・外注管理(外注に係る管理に関する事項)
 - ・苦情処理、要因の改善(苦情処理に関する事項)
 - ・記録管理(記録の管理及び保存に関する事項)
 - ・認証マーク等の管理
- 5)工場又は事業場の経営方針
- 6)社内標準化及び品質管理の計画的実施
- 7)組織の責任及び権限の明確化(品質管理責任者を含む)
- 8)教育訓練の計画及び品質管理の技術的指導

■**審査基準（B）による場合（JIS Q 9001(ISO9001)に基づく品質管理体制を審査する場合）**

- 1)日本産業規格に規定する製造設備を用いて製造が行われていること。
- 2)日本産業規格に規定する検査設備を用いて検査が行われていること。
- 3)日本産業規格に規定する検査方法により検査が行われていること。
- 4)JIS Q 9001（ISO9001）による品質管理の適合*
- 5)社内規格の整備
認証に係る日本産業規格（分野別認証指針で定める鉱工業品にあつては、分野別認証指針で定める事項を含む）に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、認証に係る鉱工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
- 6)品質管理責任者の配置

※ 以下の事項は審査対象外とします【（ ）はJIS Q 9001の箇条】。

- ・顧客重視（5.1.2 及び 5.3 d）
- ・顧客とのコミュニケーション（8.2.1）
- ・製品及びサービスの設計・開発（8.3）
- ・顧客満足（9.1.2 及び 9.1.3 b）
- ・内部監査（9.2）

3. 審査基準の解説

■審査基準（A）による場合（当該鉦工業品等の技術的生産条件に基づく品質管理体制を審査する場合）

1 日本産業規格に規定する製造設備を用いて製造が行われていること。

- ・ 日本産業規格及び審査基準で規定する設備を使用して製造をしなければならない。従って、規定されている設備を保有して、それを用いていなければならない。

2 日本産業規格に規定する検査設備を用いて検査が行われていること。

- ・ 検査設備についても規定する設備を保有して、それによって検査をしていなければならない。
- ・ この設備は、容量、精度等について目的を満たすものであること。また、設備にはノギス・マイクロメーター等の寸法測定器具、限界ゲージ等のゲージ類、圧力計・温度計、限度見本（標準見本）なども含む。

3 日本産業規格に規定する検査方法により検査が行われていること。

- ・ 日本産業規格及び審査基準に規定する方法でなければ、審査基準との相関関係が明確になっており、審査基準の規定を保証できることが必要。

4 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。

- ・ 日本産業規格及び審査基準に基づいて社内規格で標準化していること（審査基準を満足する範囲内で自工場の実状を踏まえて社内規格を作成すること）。
- ・ 経営方針に沿って社内標準化と品質管理の組織的な運営をしていること。

4.1 社内規格の整備

次に掲げる事項について社内規格が製品認証に係る日本産業規格に従って具体的かつ体系的に整備されていること。

- ・ 「具体的かつ体系的に」というように、社内規格は解釈に迷うことなく理解できるよう規定する必要がある、社内規格類の相互の関係が明確、かつ整合性がなければならない。

4.1.1 (i) 鉦工業品等の品質、試験・検査及び保管に関する事項

- ・ 鉦工業品の品質については、該当日本産業規格に規定されている事項の全てについて製品規格として規定すること（例えば、種類、等級、外観に始まって表示までであるとすれば、これらの全てに対応したものが必ず必要です）。
- ・ JIS マーク品と JIS 外品の規格を明確にしておくこと。
- ・ 外観等の検査項目は、必要な場合には限界見本、写真等を採用するなどして具体的に規定すること。
- ・ 検査については、抜取検査の場合は、ロットの形成、抜取数、抜取方法、検査方法、合格判定個数、可否の判定品質基準、検査担当者（部署）、検査の記録様式・保存期間、検査結果の承認者（決裁者）、不良品及び不合格ロットの処置等を規定しておくこと。
- ・ 保管については、商品によって必要とする、環境条件、荷姿、積上げ方等を規定すること。

4.1.1 (ii)原材料の品質、検査及び保管に関する事項

- ・ JIS マーク品を使用するか、同等以上のものであることを具体化するため JIS に関連づけて規格値を規定しておくこと。

材料、部品の検査は、下記の各方法がありますが、審査基準を満たしているか確認して下さい（例えば、審査基準において自社で受入検査を実施することを規定している場合は、他の方法は採用できません）。

- ① JIS マーク確認 ② 自社で受入検査実施 ③ メーカー成績書確認 ④ 外部へ試験依頼等

検査に関して、下記について規定しておくことが必要です。

- ① ロットの形成 ② 検査方式 ③ サンプルングの方法
 ④ 検査項目とその測定方法 ⑤ データの処理方法 ⑥ 記録の様式
 ⑦ 検査の実施担当者（部署） ⑧ 検査の責任者（承認者）
 ⑨ 不良品又は不合格ロットの処置 ⑩ 記録の活用、保存等

- ・ 原材料の保管については、必要に応じてロットの区分、環境等を具体的に規定しておくこと。

4.1.1 (iii)工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

- ・ 工程ごとに作業標準、作業指示書などによって作業方法、管理項目とその方法、品質特性値、不良品の処置、記録の様式等を定めておくこと。

4.1.1 (iv)製造設備及び検査設備の管理に関する事項

- ・ 設備の管理として使用時又は日常の点検、手入れ、調整等の保守チェックと精度等信頼性についての点検及び検定があり、保守チェック及び点検・検定については、以下の内容について明確にすること。

- ① 箇所・項目 ② 方法 ③ 実施時期・頻度
 ④ 実施者 ⑤ 判定基準 ⑥ 記録等

- ・ 検査設備については、精度維持のための保管場所、補正・調整方法、使用有効期限の表示等を明確に定めておくこと。

4.1.1 (v)外注管理（製造、検査又は設備の管理の一部を外部の者に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）に関する事項

①製造工程の外注

- ・ 外注工場の選定基準、外注内容、外注手続、管理基準等を規定すること。
- ・ 外注品の受入検査について規定すること。

②試験・検査の外注

- ・ 外注先の選定基準、外注内容、外注手続、試験・検査の結果の処置等を規定すること。

- ##### ③設備の点検、修理、点検、校正等を外注する場合には、外注先の選定基準、外注内容、外注周期、外注手続、処置等を規定すること。

4.1.1 (vi)苦情処理に関する事項

- ・ 苦情処理規程には、苦情をどのように処理するかの体系図を明記すること。
- ・ 苦情原因の解析方法、苦情原因調査結果による処理方法、再発防止処置方法を規定するとともに、これらに関連する記録の様式を定めること。

4.1.2 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。

- ・技術の進歩、設備の改良、日本産業規格の改正等による社内規格の見直しと整備が必要。
- ・実施方法を変える場合は、社内規格を改正すること。
- ・社内規格は就業者に対して教育訓練等を行い周知徹底すること。

4.2 鋳工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

- ・日本産業規格及び審査基準に従って定めた製品規格及び製品検査規格により、検査が適正に実施されていること。
- ・保管については適切な処置を定めて実施すること。

4.3 原材料について検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

- ・前項の製品の場合と同様。

4.4.1 工程の管理

製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。

- ・製造工程の検査の実施状況が、社内規格に基づいて適正に行われていること。
- ・それらの作業記録、検査記録、管理図等によって、工程が管理され安定していること。

4.4.2

工程において発生した不良品又は不合格ロットの処理、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に行われていること。

- ・不良品又は不合格ロットについて次のことが必要。
 - ①良品又は合格ロットとの区別
 - ②それらの処置方法（廃棄、手直し等の具体的処置）
- ・工程に生じた異常の処置について次のことが必要。
 - ①対応者、責任者
 - ②原因調査
- ② 再発防止対策

4.4.3 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

- ・作業の条件及び環境が製品の品質を維持するために適切であること。

4.5 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守 等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

- ・製造設備及び検査設備は、それぞれどのような点検項目を、どう測り、どのような結果であれば良いのか悪いので修理するのか、点検頻度、点検実施担当、点検記録様式、等を社内規格に定めて実施すること。点検には日常点検と定期点検を設定すること。

4.6 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

- ・外注については、審査基準で定める事項について社内規格に基づき外注先と契約を取り交わす等して適切に品質管理を行うこと。

4.7 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

- ・苦情の提起があった場合には、迅速に対応し適切に処理するよう社内規格で定め、実施すること。
- ・苦情要因の解析と再発防止処置をとること。

4.8 鉦工業品等の管理、原材料の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

- ・社内規格で定めている作業記録、検査記録、設備点検・修理記録、校正成績書、苦情処理記録、商品・加工品・原材料の保管記録等が品質保証上必要な期間、保管されていること。
- ・これらの記録を社内規格の制定・改正、原材料・工程・製品の改善に有効に活用していること。

5.1 その他次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。

次の5.1.1から5.1.3により、社内標準化及び品質管理の組織的な運営が行われていること。

- ・社内標準化と品質管理を組織的に運営・実施すること。
- ・経営管理者は、社内標準化と品質管理の重要性を認識して、社内の諸施策に具体的に表すこと。

5.1.1 社内標準化及び品質管理の推進が製造業者等の経営指針として確立されており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されていること。

- ・経営管理者は、社内標準化と品質管理の推進を図るための経営方針を定めて文書化し、この方針を全従業員に対して周知徹底して実行すること。
- ・経営方針を達成するために、単年度毎の目標を具体的に定めて取り組むこと。

5.1.2 製造業者等における社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、5.2に掲げる品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

- ・社内標準化及び品質管理を適正に推進するために、各部署・人の責任と権限が職務規定、業務分掌規定等で定めておくこと。
- ・品質管理責任者を選任して、各部署間の連携をとり、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点を把握して迅速な措置がとられていること。

5.1.3 製造業者等における社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っていること。

- ・従業員を社内、社外での研修会・講習会に計画的に参加させ教育訓練を実施すること。

5.2 品質管理責任者が配置されていること

次の5.2.1及び5.2.2に示す品質管理責任者を配置すること。

5.2.1

製造業者等は、鋳工業品の製造部門とは独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

なお、ここでいう製造部門とは認証の対象である鋳工業品を製造する部門であり、試験部門、検査部門、品質保証部門及び品質管理部門は含まれない。また、製造部門と独立した権限と能力を満たせば、当該品質管理責任者が製造部門に属していてもよい。

- (i)社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進
- (ii)社内規格の制定、改廃及び管理についての統括
- (iii)当センターの認証に係る鋳工業品の品質水準の評価
- (iv)各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
- (v)工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (vi)就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進
- (vii)外注管理に関する指導及び助言
- (viii)当センターの認証に係る鋳工業品の日本産業規格への適合性の承認
- (ix)当センターの認証に係る鋳工業品の出荷の承認
- (x)当センターとの連絡・連携

・組織規定又は業務規程等でその責任と権限について定めておくこと。

5.2.2

品質管理責任者は、鋳工業品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を1年以上有する者であって、次の(i)から(iv)までのいずれかに該当するものであること。

- (i)標準化及び品質管理に関する講習会の課程を修了した者であって、標準化及び品質管理に関する実務の経験を2年以上有するもの
- (ii)学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は外国においてこれらの大学に相当する大学の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業した者であって、標準化及び品質管理に関する実務の経験を2年以上有するもの
- (iii)学校教育法に基づく短期大学若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校又は外国においてこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業した者であって、標準化及び品質管理に関する実務の経験を4年以上有するもの
- (iv)(i)、(ii)又は(iii)に掲げる者と同等以上の知識及び実務の経験を有すると認められた者

■審査基準（B）による場合（JIS Q 9001(ISO9001)に基づく品質管理体制を審査する場合）

1. 品質管理体制がJIS Q 9001又はISO9001（主務大臣が告示で定める鉱工業品の認証に係る審査である場合にあっては、主務大臣が告示で定める品質管理の規格）の規定に適合していること。
2. 認証に係る日本産業規格に規定する製造設備（分野別認証指針で定める鉱工業品にあっては分野別認証指針で定める製造設備を含む）を用いて製造が行われていること。
3. 認証に係る日本産業規格に規定する検査設備（分野別認証指針で定める鉱工業品にあっては分野別認証指針で定める検査設備を含む）を用いて検査が行われていること。
4. 認証に係る日本産業規格に規定する検査方法（分野別認証指針で定める鉱工業品にあっては、分野別認証指針で定める検査方法を含む）により検査が行われていること。
5. 認証に係る日本産業規格（分野別認証指針で定める鉱工業品にあっては、分野別認証指針で定める事項を含む）に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ認証に係る鉱工業品について日本産業規格に適合することの検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。
6. 品質管理責任者の配置が、品質管理体制の審査基準（A）の5.2に適合していること。

・JIS Q 9001(ISO9001)の適合性は、IAFのMLAに署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関において評価を受けていること。

改定歴

2005年	4月	26日	1.0版	発効
2005年	5月	26日	1.1版	発効
2005年	9月	12日	2.0版	発効
2008年	11月	4日	2.1版	発効
2009年	4月	1日	2.2版	発効
2011年	2月	24日	2.3版	発効
2012年	4月	2日	3.0版	発効
2013年	2月	1日	3.1版	発効
2013年	12月	2日	4版	発効
2014年	4月	1日	5版	発効

改定版数	発効年月日	改定項目		改定の内容
6	2016年8月1日	第I編	3.1	<ul style="list-style-type: none"> ・2)証業務区域の国名を以下のとおり修正した。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本国 → 日本 ・オーストラリア → オーストラリア連邦 ・グレートブリテン及び北部アイルランド連合・王国 → グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 ・ネパール王国 → ネパール連邦民主共和国 ・パプアニューギニア → パプアニューギニア独立国 ・ミャンマー連邦 → ミャンマー連邦共和国
7	2017年4月1日	—	目次	・項目追加等による修正
		第I編	1.3、2	・字句等の修正
			4	・申請者又は認証取得者に関する情報は、当該業務にのみ使用する旨を明記した。
		第II編	1.2	・申請受理の拒否事項に「審査基準(B)として申請があった場合において、IAF（国際認定フォーラム）のMLA（国際相互承認協定）に署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関以外で、JIS Q 9001の認証を取得されている場合」を追加した。
			2.2	・2)文書審査結果の処置に関する手順を見直した。
			2.4	・製品試験を実施する機関をJIS Q 1001と整合させた。
			2.6、2.7	・字句等の修正
			2.8	・2.8として、国に報告する事項を新たに記載した。
			3.1、3.2	・評価判定委員会における判定に、改善勧告を追加した。 ・認証の一時停止又は認証の取消しとなった場合、当法人ホームページで情報を公表する旨を追加した。
		第III編	1	・字句等の修正
		第IV編	2、4、6.1	・字句等の修正
			3	・3.として技術的生産条件等の変更を新たに追加した。
			7.3	・認証書の返還について、該当事項を明確にした。
8.1、9.1、9.2	・認証の休止に係る記述を8.1の4)から、9.1及び9.2へ移行した。			
第IV編	8.2、8.3、9.1、9.2	・認証の一時停止又は認証の休止となった場合、当法人ホームページで情報を公表する旨を追加した。また、認証の一時停止が解除又は認証が再開した場合、情報の公表を終了する旨を追加した。		
	前文 1、3	・字句等の修正		
附属書-1	3	・審査基準(B)による場合「IAFのMLAに署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関において評価を受けていること。」を追加した。		
8	2018年6月1日	—	目次	・字句等の修正
		第I編	1.3、2	・字句等の修正

改定版数	発効年月日	改定項目		改定の内容
		第Ⅱ編	3.1	・本文中から URL を削除した。
			1.1	・東京事務所の移転に伴う、東日本業務課の所在地変更
		第Ⅲ編	2.2、2.3、 2.4、2.7、 3.1、3.2	・字句等の修正
			1、2	・字句等の修正
		第Ⅳ編	1、9	・字句等の修正
			11	・認証契約の解除に係る規定を追記
		第Ⅴ編	2	・字句等の修正
附属書-1	序文、3	・字句等の修正		
9	2018年10月1日	第Ⅱ編	1.1、1.2	・Web 申請システム導入に伴い、申請手順等を追記した。
			1.1	・「JIS 規格品」を「JIS 適合品」とした。
			1.1、2.4	・「JIS 規格」を「JIS」とした。
		第Ⅲ編	2	・認証取得者の義務に申請者を追記し、(6)として他法令遵守に係る規定を追記した。
		第Ⅳ編	序文、1	・認証維持に係る要求事項であることから、申請者を削除した。
2、3、4	・Web 申請システム導入に伴い、変更届の手順を追記した。			
10	2019年5月1日	第Ⅳ編	8.1、10.1	・JIS マーク等を付した製品の出荷自粛に係る記述を追加した。
		附属書-1	3	・5.2 項を追加した
11	2019年7月1日	—	全体	・法改正に伴い、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更した。
12	2020年4月1日	第Ⅱ編	2.1	・審査員補に係る記述を追記した。
		附属書-1	2.	・審査基準(B)における審査対象外の項目を追記した。
13	2021年4月1日	第Ⅰ編	2	・省令の正式名称を明記し「以下、省令という」と定義を明確にした。
			4	・新たに3)として、プライバシーポリシー及び反社会的勢力の排除に関する基本方針の表明について追加した。
		第Ⅱ編	1.1	・事前打合せにおいて、他の登録認証機関での認証状況を確認する旨を追加した。 ・東日本業務課の名称を変更した。
			3.1	・過去に認証の取消しを受けた者が、再度認証を取得した場合の定期的認証維持審査の実施頻度を追加した。
			3.2	・臨時の認証維持審査を実施する条件を追加した。また、各条件について、審査の実施時期を追加した。
第Ⅳ編	8.3	・認証の一時停止解除後、1年以内に臨時の認証維持審査を実施する旨を追加した。		
14	2021年10月3日	第Ⅰ編	3.1	・製品認証業務範囲から JIS の区分 K を削除した。